

18 シンボルマーク

障がい者に関するマークです。これらのマークを見かけたときは、皆様のご理解とご協力をお願いします。

シンボルマーク	名称	マークの意味	問い合わせ
	ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。	東京都福祉保健局 障害者施策推進部企画課 TEL 03-5320-4147
	障害者のための国際シンボルマーク	障がい者が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマークです。マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。このマークは、すべての障がい者を対象としたもので、車いす使用者だけを限定するものではありません。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
	盲人のための国際シンボルマーク	世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークです。盲人のための視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられます。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL 03-5291-7885
	耳マーク	聞こえが不自由なことを表すとともに、聞こえない・聞こえにくい人への配慮をも表すマークです。このマークのシールを診察券・通帳・保険証などに貼ることで聴覚障がい者であることを明示することができます。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL 03-3225-5600 FAX 03-3554-0046
	ハートプラスマーク	心臓疾患などの内部障がいがあることを示すマークです。このマークは内部障がいの方が自発的に使用することで内部障がい者であることを明示することができます。	NPO法人 ハート・プラスの会 HP http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/
	オストメイトマーク	人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。	公益社団法人 日本オストミー協会 TEL 03-5670-7681
	ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。公共交通機関以外の民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。	厚生労働省 社会・援護局 TEL 03-5253-1111 FAX 03-3503-1237
	身体障害者標識	肢体不自由に関わる条件付き免許を持つ方が運転する車に表示するマークです。危険防止のやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。	全日本交通安全協会 TEL03-3264-2641 鎌ヶ谷警察署 TEL047-444-0110